

美容師国家試験課題の研究

—オールウェーブセッティング技術の理論から見た考察—

千住 義祐・大塚日富美

A Research on the State Examination of Hairdresser

— An Examination into the Technical Theory of All Wave Styling —

SENJU Yoshihiro · OTUKA Hifumi

キーワード：美容、国家試験、ウェーブ

I. 目的

美容師法が初めて制定されたのは昭和22年であるが、それまで「見よう見まね」で受け継がれてきたわが国の美容の技術の習得のしかたは、ごく最近まで崩れることはなかった。

美容の世界では、義務教育や高等学校を卒業したばかりの美容師に夢を抱く若者が、「先生」と呼ばれる師の下に住み込みで就職をし、「先生」の家族の食事を作り、洗濯・掃除をし、「先生」の子供の世話をしながら「先生」の技を盗んできた。

今なお美容に関する書籍の数の少なさからうかがえるように、師の下で師の身の回りの世話をしながら、弟子たちが住み込みで働く「徒弟制度」の中では美容の技術が理論的に体系付けられることが稀で、効果的な美容技術の習得と美容師の資質の向上が遅々としていたと考える。

そんな中、美容師法が平成7年大幅に改正され、その改正法が平成10年4月より施行された。

美容師法の新制度と旧制度との差異は、養成課程が昼間課程においては、1年間の修業年数が2年間に増加したこと、実地習練制度が廃止されたこと、入所資格が高等学校卒業者へと引き上げられたことなどが挙げられる。また、講義科目数や授業履修時間数も大幅に増加したことは、美容師

の資質の向上を制度的に確保しようとする目的に発するものであったと考える。

そこで、美容業界の資質向上を目指して、美容師実技国家試験全課題を研究することを意図し、まず本論文では第1課題オールウェーブセッティングを通して美容技術を体系付けていくことを目的とする。

II. 美容師の定義

1. 美容業の目的と美容師法の歴史

(1) 美容業の目的

美容とは、「パーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう」（美容師法第2条）とある。

現在では、日本国民の生活水準が向上することで容姿を整えることが容易になり、女性だけでなく男性も容姿を美しくするために、パーマメントウェーブをかけたり、ヘアセットをしたり、ヘアカラーリングをしたりと美容所を訪れている。容姿を美しく整えることで、毎日を満足した気持ちで生活することができ、美容の業務（以下美容業）が現代社会にとって健康で文化的な生活を営む上でなくてはならないものになっていると考える。

美容業は、生涯にわたる技術の習練や審美性を要する専門技術業務であり、また、さまざまな客と直接に接する業務である。また、作業の性質

上、客の頭皮や皮膚に触れることになり、感染症の感染源となりうる。そのため、美容師法では、「美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする」（美容師法第1条）としており、社会的な職業として容姿を美しくするだけでなく、なおかつ公衆衛生に努めるためにも国家資格である美容師免許が制定されたと考える^(註1)。

(2) 美容師法の歴史

美容業の資格は、戦前では各府県ごとに警視庁管理の下に取締を受けていた。東京では、明治34年警視庁令第11号理髪営業取締規則の制定が始まりである。その他の府県では、群馬県・石川県では明治34年、神奈川県・沖縄県では明治37年、富山県では明治43年などで、順次他府県でも制定されていった。理髪営業取締規則では、現在の理容のことを剪髪、美容のことを結髪といい両方を合わせて理髪と言っていた。

その後、昭和22年の日本国憲法の施行にともない、現在の理容師法と美容師法とを1つにあわせた理容師法（後の理容師美容師法）が制定され、厚生省の管理下となった。

戦後は現在に至るまで、別表（表1）の通りの制定と改正を経ている。

最近の改正は平成7年のものであるが、この際、美容師養成施設昼間課程の修業年数が1年間から2年間へと改正されている。美容師法の歴史から勘案すると、美容師養成の重点が美容の進歩と共に現場重視から養成施設重視へと移行し、歴

史を追うごとに美容師試験と美容師免許の必要性が増大している。これも美容師の資質の向上を目指すことの表れであると考えられる。

2. 美容師免許の概要

「この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とするものを言う」（美容師法第2条第2項）、「美容師でなければ、美容を業としてはならない。」（美容師法第6条）より、美容業は日本の法律によって制度化されている美容師による業務独占であるが、業務を独占する理由は前述のとおり、公衆衛生の向上を目的としている。この美容師免許を受けるには、「美容師試験に合格したものは、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。」（美容師法第3条第1項）とある。だが、誰しものが美容師試験を受けることができるわけではなく、「美容師試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。」（美容師法第4条）と規定されている^(註2)。

したがって、美容師免許を取得することが出来るということは、美容師養成施設に入所できる資格を持ち、美容師養成施設において美容師になるために必要な知識及び技能を修得した者で、美容師試験に合格した者のみという非常に狭き門である。

表1（戦後の美容師法の歴史）

年号	項目	法律名
昭和22年	制定	昭和22年法律第234号理容師法
昭和23年	一部改正	昭和23年法律第181号理容師法の一部を改正する法律
昭和26年	一部改正	昭和26年法律第251号理容師法の一部を改正する法律
昭和28年	一部改正	昭和28年法律第49号理容師美容師法の一部を改正する法律
昭和30年	一部改正	昭和30年法律第126号理容師美容師法の一部を改正する法律
昭和32年	制定	昭和32年法律第163号美容師法
昭和43年	一部改正	昭和43年法律第96号理容師法及び美容師法の一部を改正する法律
昭和46年	一部改正	昭和46年法律第128号理容師法及び美容師法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
平成7年	一部改正	平成7年法律第109号理容師法及び美容師法の一部を改正する法律

3. 美容師養成施設について

現在、わが国で美容師になろうとする者はみな、美容師試験を受ける資格を得るために、厚生労働大臣が適当と認めて指定した美容師養成施設に入学し、美容師になるのに必要な知識及び技能を修得しなければならない。美容師の養成という重要な役割を担う美容師養成施設は、美容業に求められる技能・識見ともに優れた美容師を育成する場であるため、厚生労働大臣による美容師養成施設の指定を受けなければならない制度が設けられている。美容師養成施設が指定を受けるための指定基準は、美容師養成施設指定規則に定められている^(註3)。その指定規則の中にある選択必修科目は平成7年の美容師法改正の際に新設されたもので、より高度な専門知識、技能習得を目的とし、美容業界の資質向上を図るために設けられたものであると考える。

科目名	時間数
関係法規・制度	30 時間
衛生管理	90 時間
美容保健	120 時間
美容の物理・化学	90 時間
美容文化論	90 時間
美容技術理論	120 時間
美容運営管理	60 時間
美容実習	800 時間
必修科目	1,400 時間
選択必修科目	600 時間
合計	2,000 時間

表2 美容師養成施設指定規則別表第1に定める教科科目の授業時間数

4. 美容師試験について

美容師免許を受けるためには、美容師試験に合格しなければならない。この美容師試験は、美容師になろうとする者が、美容師に必要なとされる知識及び技能を備えているか否かを判定するものである。

美容師試験については、「厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）をおこなわせることができる」（美容師法第4条の2第1項）とされている。この指定機関とは厚生労働大臣の権限である美容師試験

に関する事務を代行する財団法人美容師試験研修センター（以下「試験研修センター」という。）である。

試験研修センターは、平成2年度以前の都道府県知事による美容師試験に代わって、平成2年度美容師試験から指定機関として試験事務を行ってきた。これは、平成10年度に美容師試験を行う権限が都道府県知事から厚生大臣（現厚生労働大臣）に移ったことに伴うものである^(註4)。

この試験研修センターによる美容師試験は、筆記試験と実技試験に分けて実施され、筆記試験と実技試験の両方に合格した者だけが美容師試験合格となる。

試験研修センターが試験事務を行うことにより、それまで各都道府県で異なっていた美容師試験が、平成2年度から筆記試験が日本全国統一試験を行うようになり、平成7年度より実技試験も日本全国で統一された。

(1) 筆記試験について

筆記試験の課目は、次の5課目である。（美容師法施行規則第12条）

- ①関係法規・制度
- ②衛生管理
- ③美容保健
- ④美容の物理・化学
- ⑤美容理論

(2) 実技試験について

実技試験課題は、次の2課題である。

①第1課題

- イ) オールウェーブセッティング
- ロ) ローラーカールセッティング
- ハ) ワインディング

上記の3課題の中から試験回ごとに抽選で選定する。

②第2課題

カッティングを必須課題とする。

Ⅲ. 美容師実技国家試験課題

美容師実技国家試験課題は全4課題（Ⅱ-4-

(2) 参照) あるが、この論文ではオールウェーブセッティングについて考察する。

1. オールウェーブセッティングの概要について

美容の技術には、ヘアカットやパーマメントウェービング等とならび、ヘアスタイルを作り上げていくための技術としてヘアセッティングがある。ヘアセッティングは、スタイルを形作るための最初のセットであるオリジナルセットを行い、次に再びセットするということから仕上げを意味するリセットを行うという2つのプロセスから成る。美容師実技国家試験課題であるオールウェーブセッティングは、2つのプロセスのうちのオリジナルセットに該当する^(註5)。

(1) オリジナルセットとは

オリジナルセットは、ヘアスタイルを作るための基礎になるセットで、一般にスタイリングやパターンといわれ、俗にセットと呼ばれる技術のことである^(註6)。オリジナルセット基礎要素には次の5つが上げられる。

- ・ヘアパーティング
- ・ヘアシェーピング
- ・ヘアウェービング
- ・ヘアカーリング
- ・ローラーカーリング

(2) オリジナルセットの5つの基礎要素

①ヘアパーティング

ヘアパーティングは、ヘアスタイル作りの第一段階である。毛髪の分け方という意味で、基本的な分け方には、センターパート(真ん中分け)・サイドパート(横分け)・ノーパート(分け目なし)などがあり、見る者の印象を違ったものにする。また、顔の形により使い分けをする。ノーパートは国家試験課題オールウェーブセッティングで用いる技術である。

②ヘアシェーピング

ヘアシェーピングは、ヘアセッティング技術において重要である毛髪を梳かす・毛流を整えるという意味で、美容技術における基礎技術である。

③ヘアウェービング

ウェーブとは波状のことで、ヘアウェービングは、波状形になっている毛髪のことをいう。

④ヘアカーリング

ヘアカーリングは、毛髪を巻き毛(以下「カール」という。)にして、a ウェーブを作る b 毛先の変化と動きを求める c ボリュームを作るために、よく濡らした毛髪を輪状にしてまとめたもので、ヘアセッティング技術の基礎となる重要な技術である。カールをヘアピンで留めたものをピンカールと呼んでいる。

⑤ローラーカーリング

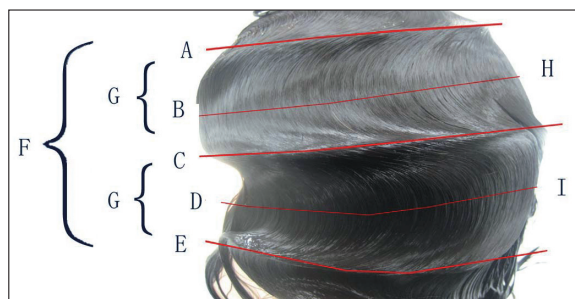
ローラーカーリングとは、毛髪を円筒形のローラーに巻きつけて毛髪をカールすることである。

(3) ヘアウェービングとは

ウェーブとは、「波」「電波」などを意味する言葉であるが、ヘアセッティングでは「髪に波打たせる」ということから、波状形になっている毛髪のことをいう^(註7)。

①ヘアウェーブの各部の名称(図1)

- A……ビギニング(起始点)
- B……トロー(谷)
- C……リッジ(隆起線)
- D……トロー(谷)
- E……エンディング(終止点)
- F……AからEまでをフルウェーブ
- G……AからC、CからEまでを-halfウェーブ
- H……オープンエンド(開口部)凹波の部分
- I……クローズドエンド(閉口部)凸波の部分



(図1)

②ウェーブを作る方法による分類^(註8)

- イ) アイロンウェーブ
 - ……アイロンの加熱で作るウェーブ
- ロ) フィンガーウェーブ

……セットローション等のスタイリング剤を用いてコーム（櫛）と手指で作るウェーブ
ハ) カールウェーブ

……ピンカールを用いて作るウェーブ
ニ) ローラーカール

……ローラーを用いて作るウェーブ
ホ) パーマネントウェーブ

……パーマネント溶剤を用いて作るウェーブ
国家試験課題オールウェーブセッティングで用いている技術は、フィンガーウェーブとカールウェーブである。

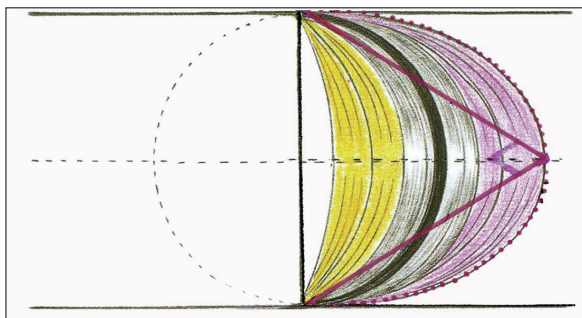
③フィンガーウェーブについて

毛髪にウェーブを作る基礎技術の一つで、ヘアセッティングに際して多く応用されている。主にセットローション等のスタイリング剤を用いてコーム（櫛）と手指で作るウェーブで、作り上げるまでの技法はいろいろあるが、いずれも左手の中指と示指で毛髪を挟むように押さえ右手に持っているコームで左右交互に毛を導きうねらせながら波状型を作っていく^(註9)（写真1）。



(写真1)

半円形であるハーフウェーブは、半円の中心で毛髪の方が逆向きに变化する（図2）ことにより、毛流に沈下が発生する。



(図2) (註10)

これをフルウェーブ（図1）で見ると、A～CまでのハーフウェーブとC～Eまでのハーフウェーブの作る半円が逆向きに作られていて、A～Eまでの中間点であるC点で毛流の方向性を強く同方向に動かすことにより毛流に隆起が発生する。

この隆起と沈下は毛流が平行に移動している場合にのみ発生（写真2）する。毛流を重ねるように盛り上げて作っていく一見リッジのように見える技法（写真3）でフィンガーウェーブを作成した場合は、ヘアセッティングの際に割れや重なりを作るため、美しい仕上げをすることが出来なくなる。また、割れているリッジ（写真4）でもヘアセッティングの際に割れを作り、仕上がりが美しくなくなる。



(写真2)



(写真3)



(写真4)

(4) ヘアカーリングとは

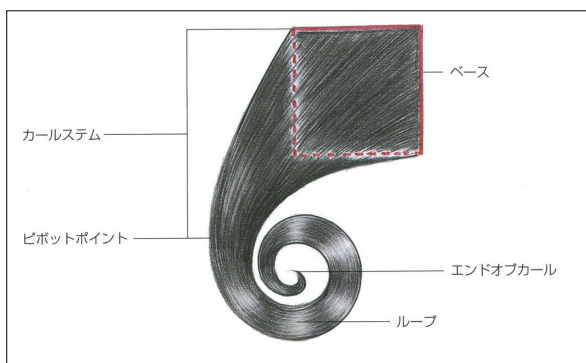
①カールの定義及び各部の名称

イ) カールの定義

ヘアスタイルにボリュームを持たせたり、ウェーブを作ったり、毛先の変化と動きを求めるために、1つの毛束（以下「ストランド」という。）をループ状または渦巻状にしたカールのことをいう。国家試験の構成では、カールでウェーブを作成することを目的とする。

ロ) カール各部の名称 (図3) ^(註11)

- ループ……………円形に巻かれた輪の部分
- ベース……………カールストランドの根元
- ピボットポイント……カールに巻き始められる点
- カールステム……ベースからピボットポイントまで
- エンドオブカール……カールの毛先



(図3)

②カールを構成する要素

イ) ヘアシェーピング

ヘアスタイルを考慮して毛髪を梳かすことである。カールを構成する要素のすべてに影響を及ぼすが、特にステムの方向と角度とテンションに強く影響する ^(註12)。

ロ) スライシング

毛髪を薄く分け取ることである。特にベースの形とループの大きさに影響を与える ^(註13)。

ハ) ベース

ベースの形によりステムに方向性が現れてくる。また、ループの大きさに影響を及ぼし、大きいベースは大きいループを作り、大きいウェーブになる ^(註14)。

ニ) ステムの方向と角度

ステムの方向は、毛髪のムーブメント（動き）を左右する。また、ステムの角度は仕上がりでボリュームに関係し、頭皮とステムの角度の差が大きいほど仕上がりでボリュームが出る ^(註15)。

ホ) テンション

緊張力の意味で、カールに巻く時の力を入れ具合をさす。緊張力を加えることでウェーブが小さくなり弾力が増す。緊張力が弱いと大きいウェーブを作り、弾力がなくヘアスタイルが長持ちしない ^(註16)。

ヘ) ループの大きさ

乾いた毛髪をカールして離すと、巻いた毛髪は元に戻る性質があり、毛髪の形状弾力という。このような性質も、水で濡らしてカールすると形状弾力が弱くなる。この毛髪の形状弾力を利用してカールを作る。

乾燥した毛髪の形状弾力を100とした場合、水で濡らしてカールを作り乾燥させると、形状弾力で70%がカールを保とうとし、30%が伸びようとする。その割合は、ウェーブ幅はループの直径の1.5倍となる。この性質を基にしたカールとウェーブの組み合わせにより、ヘアスタイルが構成される（写真5）。ループの直径の1.5倍がウェーブ幅になる。つまり、ループの直径は、ウェーブ幅の2/3となる ^(註17)。



(写真5)

ト) 毛先の扱い方

カールには、ヘアスタイルの毛先の動かし方により、毛先がカールの内側になるように毛先からカールを巻いて毛先に細かいウェーブを求める場合と、根元がカールの内側になるように根元からカールを巻いて根元に細かいウェーブ

を求める場合がある。

③ループとウェーブの関係

ピンカールが作り出すウェーブの大切なポイントは下記の通りである。

- ・ループの大きさ
- ・ステムの方向
- ・ベースの取り方とループの収まる位置^(註18)

イ) ループの大きさ

i. スライス線を取る位置はウェーブ幅の1/2となっているが、それはウェーブ幅の中心位置で逆方向に変化しているためである。スライス線を1/2で取らない場合はステムの方向がウェーブの方向と異なってしまい、ウェーブ部とカール部の境界が仕上げの際つながりを求めることが出来ず、ヘアスタイルが仕上がらなくなる。

スライス線がウェーブ幅の1/2より狭い(写真6)場合、ウェーブ幅の中心である毛流の転回するポイントがウェーブ幅の上部に移動するため、リセットするとカール部分のウェーブ幅は狭くなり左右のフィンガーウェーブとつながらない(写真7)。



(写真6)



(写真7)

スライス線がウェーブ幅の1/2より広い(写真8)場合、ウェーブ幅の中心である毛

流の転回するポイントがウェーブ幅の下部に移動するため、リセットするとカール部分のウェーブ幅は広くなり左右のフィンガーウェーブとつながらなくなる(写真9)。



(写真8)



(写真9)

ii. ループの大きさは、ウェーブ幅の2/3となっているが、これは毛髪の形状弾力を考慮しているためである。ループの大きさがウェーブ幅の2/3より大きい(写真10)場合、形状弾力でウェーブの波形が広がる分、カー



(写真10)



(写真11)

ルで構成するウェーブ幅が大きくなり、左右のウェーブとつながらなくなる（写真11）。

また、ループの大きさがウェーブ幅の2/3より小さい（写真12）場合、形状弾力でウェーブの波形が広がってもまだカールで構成するウェーブ幅が狭いため、左右のウェーブとつながらなくなる（写真13）。



(写真12)



(写真13)

ロ) ステムの方向

STEMの方向がウェーブに接続する部分やカールのSTEM同士でつながないと、仕上げの際、ウェーブ部とカール部が割れたり重なってしまい、ヘアスタイルが仕上がらなくなる。

STEMが割れた場合（写真14）、カールを作っているSTEMの方向性が弱い動きになるため、仕上げでクローズドエンド側が割れてしまう。また、オープンエンド側では、STEMが



(写真14)

オープンエンド側に強く動いているためにSTEMが重なってしまう（写真15）。



(写真15)

STEMが重なってしまった場合（写真16）、カールを作るSTEMの方向が強い動きになるため、仕上げでクローズドエンド側のSTEMが隣のSTEMに乗り、仕上げで毛流が重なってしまう。また、オープンエンド側では、STEMがクローズドエンド側に強く動いているためにSTEMが割れてしまう（写真17）。



(写真16)



(写真17)

ハ) ベースの取り方とループの収まる位置

ベースの取り方とループの収まる位置が正しくないとウェーブが重なったり、割れてしまい、ヘアスタイルが仕上がらなくなる。通常隣り合ったカール同士は、ループの大きさの1/3が重なり合う（以下「オーバーラップ」という）。この時のベース幅は2cmと言われている。

る。

ベース幅が狭い（写真 18）とオーバーラップが多くなり、ループ同士が重なり合ってしまう、仕上がりのウェーブが重なりオープンエンドに流れてしまう仕上がりになる（写真 19）。



（写真 18）



（写真 19）

ベース幅が広い（写真 20）とオーバーラップが減り、ループ同士が独立してしまい、仕上がりのウェーブが割れる（写真 21）。



（写真 20）



（写真 21）

④カールの種類

イ) カールの状態による種類

- i. スタンドアップカール……カールのループが頭皮から立っているようになっているもの（写真 22）で、ヘアセットの際、毛の根元のボリュームを出すことを目的とする（註 19）。



（写真 22）

- ii. フラットカール……カールのループが頭皮に平らにつくようになっているもの（写真 23）で、ヘアセットに動きは求めるがボリュームはあまり求めない場合に用いる（註 20）。



（写真 23）

ロ) カールの技法によるもの

- i. 根元巻き方式……ストランドの根元近くからカールを巻き、仕上げでは根元部分に一番強いカールを得るために用いる。
- ii. 中巻き方式……ストランドの中間からカールを巻き、仕上げでは中間に強いカールを得るために用いる。
- iii. 毛先巻き方式……ストランドの毛先からカールを巻き、仕上げでは毛先部分に一番強いカールを得るために用いる。

ハ) カールの巻き方の方向による種類

- i. 時計を基準としたもの
 - A) クロックワイズワインドカール……毛髪を右方向（時計巻き）に巻いて作るカール

B) カウンタークロックワイズwindカール……毛髪を左方向（反時計巻き）に巻いて作るカール

ii. 耳介を基準としたもの

A) フォワードカール……耳介に沿って上から下に巻かれたカール

B) リバースカール……耳介に沿って下から上に巻かれたカール

ニ) ベースの有無による種類

i. ストランドカール……あらかじめ一定の形、大きさにベースを取って作られるカール。事前にベースを分け取るため自然な流れは損なわれるがボリュームを得ることができる。主にスタンドアップカールに用いる^(註21) (写真24)。



(写真24)

ii. シェーピングカール……ベースを取らないで底辺をスライスして作られるカール。ベースをあらかじめ取らないためにボリュームは得られないがステムが割れないために自然な流れを得ることが出来る。主にフラットカールに用いる^(註22) (写真25)。



(写真25)

ホ) 国家試験に使われているカールの種類

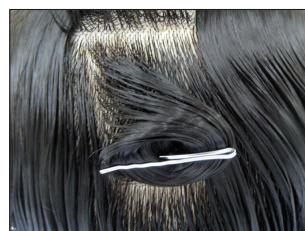
i. スカルプチュアカール……中巻き方式のフラットカール。リセットでは根元にボリュームを求めず、ストランドに平均的なウェーブを求める。ウェーブ幅の1/2をスライスし

てストランドを分け取るシェーピングカールで、ウェーブ幅の2/3の大きさにループを作る (写真26)。



(写真26)

ii. リフトカール……中巻き方式のスタンドアップカール。リセットでは根元にボリュームを求め、ストランドに平均的なウェーブを求める。ウェーブ幅の1/2を先にスライスしてストランドを分け取るストランドカールで、ウェーブ幅の2/3の大きさにループを作る。ステムが立ち上がっているため、ループはスライス線上に収まる (写真27)。



(写真27)

iii. メイポールカール……毛先巻き方式のフラットカール。リセットでは根元にボリュームを求めず、特に毛先に強いウェーブを求める。ウェーブ幅の1/2を先にスライスしてストランドを分け取るストランドカールで、ウェーブ幅の2/3の大きさにループを作る (写真28)。



(写真28)

iv. クロッキノールカール……毛先巻き方式

のフラットカール。リセットでは根元にボリュームを求めず、毛先に強いウェーブを求める。ウェーブ幅の1/2を先にスライスしてストランドを分け取るストランドカールで、ウェーブ幅の2/3の大きさにループを作る。毛先を跳ねさせる場合に使用する（写真29）。



(写真29)

2. 国家試験課題オールウェーブ構成について (写真30～写真33)

(1) 技術の条件^(註23)

- ①ノーパート、オールウェーブ7段構成とする。
- ②左右の耳上部にはクローズドエンドのウェーブ

を2段作ること。

- ③1段目はカウンタークロックワイズワインドのスカンプチュアカールとし、2段目はフィンガーウェーブとする。
- ④3段目の左側と右側はフィンガーウェーブとし、中央はスカンプチュアカールとする。
- ⑤4段目及び5段目の左側と右側はフィンガーウェーブとし、中央はリフトカールとする。
- ⑥6段目の左側と右側はフィンガーウェーブとし、中央はメイポールカールとする。
- ⑦7段目はクロッキノールカールとする。

ウェーブ1段を約3等分し、左側の1/3を左側、右側の1/3を右側とし、残りの1/3を中央と呼ぶものとする。

(2) ウェーブ構成（写真34～写真36）

技術の条件にある通り、カール部を中央1/3に取り左右対象に作らなければならない。均一なウェーブ幅でフィンガーウェーブを作ることによって中央部のカール構成につながりを持たせることがで



(写真30)



(写真31)



(写真32)



(写真33)



(写真34)



(写真35)



(写真36)

き、バランスのよい美しいヘアセッティングを作り出すことが出来る。また、左右の耳上部（以下「サイド」という。）は、正面から見たときに左右対称になるため左右後頭部では非対称になる。ただし中央後頭部では左右対称になるためにウェーブの作り方には細心の注意が必要である。

(3) 1段目の構成 (写真37)

馬蹄形と呼ばれる部分で、馬の蹄に似た形である。ノーパートに構成するために、ウェーブのオープンエンドとクローズドエンドを隣り合わせることで、馬蹄形になる。平均的な7段のウェーブ構成を作っていくうえで最も重要な場所である。ここにはスカルプチュアカールを作るが、リセットの際ノーパートになるように、スカルプチュアカールのステムの方向性が放射状に広がるように作っていく。



(写真37)

(4) 2段目の構成 (写真38)

ハーフウェーブが右半円のフィンガーウェーブである。左右サイドと後頭部の残りの段数を考慮



(写真38)

したウェーブ幅にし、中央部は床と水平なリッジになるように作成する。また、流れるようなリッジを作ると、3段目以降で使用する中央部分が曲がってしまうので注意する。

(5) 3段目の構成 (写真39)

左右1/3をフィンガーウェーブ、中央1/3にカウンタークロックワイズのスカルプチュアカールを作る。左右のウェーブ幅のバランスに注意しなければ、中央のスカルプチュアカールを平均的な大きさに作ることが困難になる。また、左右のリッジがつながらなければならない。



(写真39)

(6) 4段目の構成 (写真40)

左右1/3をフィンガーウェーブ、中央1/3にクロックワイズワインドのリフトカールを作る。左右のウェーブ幅のバランスに注意しなければ、中央のリフトカールを平均的な大きさに作ることが困難になる。また、左右のリッジがつながらなければならない。特にこの段は、スタンドアップであるリフトカールを作るため、立ち上がるステムが割れないように注意する。また、リフトカールはスライス線が目立つカールなのでスライスを取る位置、スライス線の状態、ループの収め方に細心の注意を払わなければならない。



(写真40)

(7) 5段目の構成 (写真41)

左右1/3をフィンガーウェーブ、中央1/3にカウンタークロックワイズワインドのリフトカールを作る。左右のウェーブ幅のバランスに注意しなければ、中央のリフトカールを平均的な大きさに作ることが困難になる。また、左右のリッジがつながらなければならない。この4段目は右部のリッジの長さが耳のために狭くなるので、中央部が左によらないように注意する。

4段目と同じくこの段も、スタンドアップであるリフトカールを作るため、立ち上がるSTEMが割れないように注意する。また、リフトカールはスライス線が目立つカールなので、スライスを取る位置、スライス線の状態、ループの収め方に細心の注意を払わなければならない。



(写真41)

(8) 6段目の構成 (写真42)

左右1/3をフィンガーウェーブ、中央1/3にクロックワイズワインドのメイポールカールを作る。左右のウェーブ幅のバランスに注意しなければ、中央のメイポールカールを平均的な大きさに作ることが困難になる。また、左右のリッジがつながらなければならない。

メイポールカールが小さくなり過ぎないようにループの大きさがウェーブ幅の2/3の大きさに作り、カールの収める位置に注意を払うことが必要である。



(写真42)

(9) 7段目の構成 (写真43)

カウンタークロックワイズワインドのクロッキノールカールを作る。襟足がウェーブ幅の1/2になるようなウェーブ幅であることが必要である。カールの底部が一線にそろえると、リセットの際に平均的な毛先のカールを作ることが出来る。



(写真43)

IV. 美容師国家試験課題オールウェーブセッティングについての考察

国家試験課題であるオールウェーブセッティングは、リセットで仕上げるヘアスタイルを考慮した上で、カール及びウェーブの理論を十分に理解し、理論に見合った技術を行わなければ作り上げることが出来ない課題である。また、左右対称でバランスの整った作品を作成するために、常に全体のバランスに目を光らせながら、正確な技術をしなければならない。また、単に毛髪を動かすだけではなく、「なぜ」「どのように」毛を動かすのかを考えながら理論どおりの技術をする事が必

要である。

理論を考えた技術は、一人一人で大きさや形が異なっているお客様の頭の形にあわせた施術をしたり、髪質が直毛であったり縮毛である場合のバランスの調整、顔の形に合わせたヘアスタイリングの仕方など、現場の美容師が無意識のうちに常に行っていることであり、美容師の卵である国家試験受験生（以下「受験生」という。）にはとても重要なことであると考ええる。

しかしながら、受験生の技術の理解力には個人差があり、美しい仕上がりの作品があれば、美しくない作品もある。技術力の差を調査するために受験生である本学学生の作品を調べたところ、美しい作品は理論に沿ったバランスの良い作品を作り上げているのだが、美しくない作品は、理論に沿わずアンバランスな作品を作り上げていることが判明した。ウェーブの幅とカール部分の理論と技術が合わないために、カール部分の見栄えが悪いもの（写真44・写真45）、ループの大きさがウェーブ幅の2/3よりも大きくなってしまった

もの（写真46）、左右ウェーブが繋がらずカール部分が極端に右下がりになったもの（写真47・写真48）、ループの大きさがまばらなもの（写真49）などである。

国家試験課題のオールウェーブセッティングにおいて、カールで作成しているセンター部分（以下「センター」という。）は、仕上がりでウェーブになる。センターが仕上がりでウェーブであることを理解しカール技術を理論どおりに行わないと、美しい仕上がりにならない。だが、美しくない作品は、センターのウェーブ理解が不十分で、カールの理論が伴わない作品であった。

そこで、カールのスライスの位置を正しくしたりループの大きさを正しくしたりとカールの技術と理論をあわせるために、センターのウェーブ幅を認識することと、左ウェーブ部分と右ウェーブ部分のリッジがつながることを理解させることを目的として、本学学生に、1段目と7段目をカール構成にし、センターも含めた2段目から6段目をフィンガーウェーブとリッジで作る作品（以



(写真44)



(写真45)



(写真46)



(写真47)



(写真48)



(写真49)

下「オールフィンガーウェーブ」という。) (写真50) の作成を授業に導入した。



(写真50)

オールフィンガーウェーブは、国家試験課題の基本となる構成で、本来は大切な技術であるが、国家試験課題の練習に、より多くの時間を割くために、避けてしまいやすい技術である。

技術に慣れない初めのうちは、1段目と7段目以外はカールを作らずにフィンガーウェーブとリッジだけで頭全体を作っていくことに違和感を抱いていたようだが、回数を重ねるごとに、オールフィンガーウェーブのバランスが良くなり、ウェーブを基にカールを作っていくということが理解出来るようになっていった。

オールフィンガーウェーブを作ることにより学生の技術が向上したこととして、カールのスライス位置とループの大きさが正しくなったこと、左右のリッジが繋がるようになったことがあげられる。そして、オールフィンガーウェーブの作成はフィンガーウェーブとリッジの練習量が多いため、フィンガーウェーブとリッジの仕上がりもきれいになり、ウェーブ幅のバランスも平均的になり、美しいものへと変貌した。

ウェーブとカールを組み合わせた応用技術である国家試験課題を作っていく過程の途中で、国家試験課題の基本となるオールフィンガーウェーブを作成することにより、理論を理解していない学生が新たに理論を理解する足がかりになったり、理論を理解している学生も理論の再認識をした

り、基本の一部を忘れてしまったことに気付かず技術力が低下してしまっていたり技術が伸びなくなってしまう学生も基本を思い出してスランプ状態から抜け出したりと、より一層美しい作品を作るためのきっかけになったと考える。

以上のことにより、国家試験課題は、頭部全体にウェーブ構成を作ることを目的としたもので、体系付けられた美容の理論通りに各技術を正しく施術することで、品質の高い、美しい作品を作り出すことが可能であると考ええる。

ただし、理論に見合った美容技術を行うことは、そう容易いことではない。技術の方法を覚えるだけでも多くの時間を要する者もいる。また、人間それぞれで、身長の違い、指の長さや関節の可動域の差、肘や膝の柔軟性の違い、手の温度差、手の形や大きさなどが異なっているなど、受験生には身体的な個人差があるため、一人一人が美容技術を習得することは容易なことではなく非常に難しいことである。また、習得出来たとしても、習得までの時間経過にも個人差がある。早期に技術習得をし国家試験受験日まで技術の極みを求めることが出来る受験生がいれば、習得までに時間を要し場合によっては不十分な技術習得の状態国家試験の日を迎えなければならない受験生もいる。受験生が国家試験本番のときに不十分な技量では、国家試験合格に不安が残る。そのような事態を回避するためにも、受験生各人が、体系付けられた理論を熟知し、理論を技術として表現するために、日々の研鑽が必要であると考ええる。

V. 今後の課題

美容業界は、他業界と比較すると理論体系としてはまだ未熟である。美容師おのおのが口伝で伝達してきた美容技術は、どの技術をとっても莫大な種類の技法が存在しているが、仕上がりが間違っていなければ、どの技法も間違いではない。しかし、口伝であるがゆえに、伝達法に違いが生まれ、また美容師の研鑽により技術が発展していくことで、大きな違いが発生している。根本となる

技術は同じではあるが、ここで発生する大きな違いは、技術の発展を意味するその反面、それを習得しようとする美容師が美容技術を理解するうえでの混乱を招き、美容技術の発達を遅らせる恐れがある。そこで、美容師国家試験課題を通して美容技術に理論的根拠を与えて美容技術の道標となる理論書を作成し、技術の習得を容易にする土台を作り上げることで、今後の美容業界を発展させていくことが本研究における最大の目的である。

受験生の技術と理論の理解には個人差がある。理論を理解しなくても感覚で上手に技術を行う者がいれば、頭では理論を理解したとしても技術が追いつかない者、理論を理解するためには他人の何倍もの時間がかかる者もいる。本研究では、オールウェーブセッティングで使用している技術の一つ一つ理論付けていったが、この理論を受験生全員が理解することによって、美容技術の習得が効果的で揺るぎの無いものになると考える。また、今後の美容技術発展の礎となるものであると考える。

本研究ではオールウェーブセッティングのみに焦点をあわせたが、今後は、美容実技試験の他の課題についても理論的に美容技術を体系付けていくことが、美容の効果的な技術習得と美容技術の発展のために必要であると考え、研究を進めていくつもりである。

註

- 1) 社団法人日本理容美容教育センター『関係法規・制度』2009年、pp.45-46
- 2) 同上、pp.72-73
- 3) 同上、p.75
- 4) 同上、pp.78-82
- 5) 社団法人日本理容美容教育センター『美容技術理論』2009年、p.129
- 6) 社団法人日本理容美容教育センター『理容美容学習用語辞典』2009年、p.28
- 7) 前掲『美容技術理論』2009年、p.160
- 8) 同上、p.160

- 9) 前掲『理容美容学習用語辞典』同掲、p.164
- 10) 前掲『美容技術理論』同掲、p.161 改編
- 11) 同上、p.133
- 12) 同上、p.134
- 13) 同上、p.134
- 14) 同上、p.134
- 15) 同上、p.135
- 16) 同上、p.137
- 17) 同上、p.137
- 18) 同上、p.139
- 19) 同上、p.141
- 20) 同上、p.141
- 21) 同上、p.143
- 22) 同上、p.143
- 23) 財団法人理容師美容師試験研修センター『美容師実技試験実技課題「技術の解説及び図解」』2004年、p.27

参考文献

- 1) 秋山勝治『美容・理容師：受験案内と問題集』堀書店、1956年
- 2) 尹五仙「美容サービス業の現状と課題」『立命館経営学』第47巻第6号、2009年
- 3) 厚生労働省『平成17年度生活衛生関係営業経営実態調査報告美容業』2005年
- 4) 小出新次郎『美容の歴史散歩』株式会社女性モード社、1984年
- 5) 坂口茂樹『日本の理髪風俗』雄山閣出版、1972年
- 6) 佐藤鑄三郎『理髪業取締規則註解』共昌社、1901年
- 7) 重枝武夫・石川徳治『理容美容風俗史. 日本篇』東京公衆衛生技術学校、1956年
- 8) 社団法人日本理容美容教育センター『美容現代史』1970年
- 9) 社団法人日本理容美容教育センター『美容実習』2009年
- 10) 社団法人日本理容美容教育センター『美容師法関係法令集』2009年

- 11) 社団法人日本理容美容教育センター『理容現代史』1970年
- 12) 職業指導研究会編『理髪師になるには』三友社、1933年
- 13) 新美容出版80年史編纂委員会『The history of beauty scene: 80th anniversary』新美容出版、2002年
- 14) 高橋卓也「流行関心と情報メディアへの接触が美容室選択に与える影響」『筑波大学第3学群社会工学類』2000年
- 15) 高橋晴子『近代日本の身装文化：「身体と装い」の文化変容』三元社、2005年
- 16) 長谷川金左衛門『日本帝国理髪歴史誉之葉』日本帝国理髪歴史寶讃会、1925年
- 17) 松尾一郎『美容師教育への考察』株式会社女性モード社、1982年
- 18) 山本小一郎『理髪営業取締規則講義』河野良平、1920年
- 19) 山本将、久保村千秋「美容室の利用調査及び潜在利用者の嗜好について」『山野研究紀要』vol.13、2005年
- 20) 山本鈴子『語り継ぐ美容史：近代美容の道を開いて』ブレーンセンター、1993年

（ 東萌ビューティーカレッジ専任教員
千住義祐・大塚日富美 ）